



Japan Chain Stores Association

日本チェーンストア協会

TORANOMON-NN-BUILD-11F, 1-21-17 TORANOMON, MINATO-KU, TOKYO, 105-0001 JAPAN.
PHONE: (03) 5251-4600 FAX: (03) 5251-4601

価格表示等消費課税のあり方に関する要望について

当協会では、11月16日開催の常任理事会におきまして別紙のとおり要望事項について取りまとめ、関係先に提出いたしましたので、お知らせいたします。

平成24年11月19日
日本チェーンストア協会
広報部
TEL:03-5251-4600
FAX:03-5251-4601

価格表示等消費課税のあり方に関する要望

平成24年11月16日
日本チェーンストア協会

本年8月10日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」が可決・成立し、消費税率の二段階での引き上げが決定された。

長期化・深刻化するデフレ経済下において消費税率の引き上げを強行することはさらなる消費の減退を招くものであり、無謀であると言わざるを得ない。しかしながら、近い将来に消費税率を引き上げる法律が成立した現実を踏まえて、さらなる消費の減退を回避し、消費課税の円滑な運用を確保するために、当面の消費課税のあり方について以下のとおりの見直しを強く要望する。

記

1. 平成26年4月から実施される8%への消費税率引き上げについて、経済状況の好転が確実に確認されるまで凍結すべきである。

消費税法改正法附則第18条第3項において、「この法律の公布後、消費税率の引き上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、二段階での消費税率の引き上げ前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、『望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置』を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」とされた。

政府の月例経済報告は平成24年8月から4ヶ月連続で下方修正されており、現下の経済状況は、リーマンショック後に5ヶ月連続で下方修正されて以来の停滞状況にある。消費を直接に惹起するような実効性のある経済対策も一向に打ち出されず、税率引き上げまで1年余りの間に経済状況が好転する見通しはまったく立っていない。

このまま消費税率の引き上げが強行されるならばさらなる景気の失速を招くことは明白であり、いったん消費税率引き上げを凍結した上で、経済を成長軌道に乗せるための政策を総動員し、デフレが少なからず解消して経済が成長軌道へと転換したことを確認できるまで税率引き

上げを実施すべきではない。「経済状況の好転判断」については、慎重にも慎重を期して検討されるよう強く要望する。

2. 消費税法第63条の2に定める、いわゆる「総額表示方式」の義務付けを廃止すべきである。

消費税額を含む商品の価値をどのような方法で表示すべきかについては、本来法律で一律に課すべきではなく、事業者と消費者、事業者と事業者との関係において事業者自らが適切な方法を選択すべき問題である。

現下のデフレが進行し可処分所得や雇用が伸び悩んでいるような状況においては、消費意欲はますます減退し、生活必需品を中心とした商品の値ごろ感は下方へと向かわざるを得ない。このようなデフレ状況下での値ごろ感の硬直化に対して「価格転嫁対策」を強化しようとの動きがあるが、値ごろ感の硬直は一義的にデフレの進行や可処分所得の低迷に起因するものであって、経済状況が好転しない限りこのような状況を打破できるものではない。

特に総額表示方式においては、これまで一般に馴染んできた値ごろ感を表現することがきわめて難しく、商品特性に応じて商品の本体価格と消費税額をどのように方法で表示することが適切かについて改めて検討すべきときであると考える。

また、消費税法改正法第2条において、「消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」と明記され、国会においても「全額、社会保障費に充てる」旨の説明が繰り返されてきた。

「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することより支え合う社会を回復する」という目的を共有するとともに、適正に執行されているかを国民が監視する意味においても、明確に消費税額を意識することもまた重要である。

なお、総額表示の下での経過措置(施行規則附則第2条第3項)の継続は当然のこととして、総額表示方式が廃止された場合においては、外税方式を採用する事業者が価格表示を適切に円滑に行うことができるよう、消費税導入時において措置され一般に実施されていた端数処理に関する特例を併せて復活させ、徴税の現場における円滑な運用を確保する必要もある。

【参考】

●現行消費税法第63条の2

事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

●旧消費税法施行規則第22条第1項（平成16年4月廃止）

事業者が、課税資産の譲渡等に係る決済上受領すべき金額を当該課税資産の譲渡等の対価の額と当該課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額とに区分して領収する場合において、当該消費税額等に相当する金額の1円未満の端数を処理したときは、課税標準額に対する消費税額の計算については、端数を処理した後の消費税額に相当する額を基礎として行うことができる。

●平成15年9月消費税法施行規則付則第2条第3項

事業者が、課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の税込価格を基礎として計算した決済上受領すべき金額を領収する場合において、その領収に際して当該金額に含まれる消費税額等に相当する額の一円未満の端数を処理した後の金額を明示したときは、課税標準額に対する消費税額の計算については、当分の間、当該端数を処理した後の消費税額等に相当する額を基礎として行うことができる。

3. 税率引き上げ時における価格表示に関する経過措置の創設を要望する。

消費税法改正法において、消費税率は平成26年4月に8%に引き上げられ、さらに平成27年10月には10%に引き上げられることとなった。小売事業者において、店内の価格表示物の変更、値札の張り替え、表示が正しいことの確認作業、システムの正常な動作確認等々の作業が3月31日一夜にして発生し、一夜での対応を余儀なくされる。そもそも小売事業者にのみこのような作業やコストが発生することはいわば制度の不備・欠陥であり、ましてやわずかに1年半の間に二段階の税率引き上げが行われることによって、二度も過重な作業とコスト負担が小売事業者にしわ寄せされることは到底容認できない。

仮に、上記1.の要望が聞き入れられることなく税率引き上げが強行された場合、この制度の不備・欠陥を黙認したまま適切な徴税に協力しなければならぬことは納得できない。例えば、価格表示の段階的な変更、価格表示の変更が間に合わない場合の旧消費税額による徴税と納税等、一定の期間において経過的に弾力的な運用が措置されて然るべきである。

4. 低所得者対策としての複数税率制度については「公平・公正」の観点から慎重に議論を行い、まずは所得税の非課税限度額引き上げを実施すべきである。

低所得者対策として「複数税率の導入」が提案されるが、税率を複数化するということは「より高い標準税率」と「より低い軽減税率」を設けることである。軽減税率ばかりが着目されているが、国外の例を見れば明らかであるように、より高い標準税率がどの程度の水準になるのかを示さずに軽減税率のみ喧伝することはそもそも公平な議論ではない。加えて、高所得者も

低所得者も一律に同じ恩恵を受けることは、そもそも制度がめざすべき「低所得者対策」との趣旨と矛盾を生じている。

複数税率の導入を議論するのであれば「公平、公正」の観点から、「何が必要であり、何が贅沢であるか」について国民各層において徹底的に議論を行い、真に公平な制度をめざすべきである。

一方、給付付き税額控除は有効な対策の一つと考えるが、安全・確実に運用するために相当の仕組みとコストを要し、マイナンバー制度導入の審議も停滞している。

当協会は、パート労働者が就労調整を行う現実を踏まえて、良好な雇用関係の維持と地域経済の活性化の観点から長らく所得税の非課税限度額の引き上げを要望してきたが、これを措置することこそ、最も簡便にコストを掛けずに直ちに実行できる低所得者対策として有効な方法である。複数税率、給付付き税額控除について検討する前に、今こそ非課税限度額の引き上げを行うべきである。

以上